

文部科学省 障害者活躍推進プラン ⑤

障害のある人のスポーツ活動を支援する ～障害者のスポーツ活動推進プラン～

担当：スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室

1 趣旨

スポーツは、激しい運動や勝敗を競うことに限られるものではなく、日常の中で楽しんで実施する活動が広く含まれるものであり、場所、道具、やり方やルール等は人に応じて違ったとしても、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、誰もが実施できる活動である。身体活動は生命体としての人間の根本部分でもあり、スポーツを継続することで、心身両面の健康増進につながることも明らかになってきている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むため、全ての人々にスポーツに参画する機会が確保されなければならない。

障害のある人々のスポーツへの参画を進めるためには、パラリンピック等の一部のトップスポーツのためのスポーツ環境の整備のみでなく、障害の有無にかかわらず身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを加速させるとともに、障害のある人がスポーツに関心を持つ機会やスポーツをするきっかけを妨げない社会づくりを進めていくことが必要である。これらを通じて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の後にも続く、障害のある人々の日常的なスポーツ環境を確保し、共生社会の実現を図っていく。

2 現状

- 「第2期スポーツ基本計画」（平成29年3月24日文部科学大臣決定）では、2021年度までに障害者（成人）の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度（若年層（7～19歳）は50%程度）とすることを目標に掲げている。
- 平成29年度の障害者（成人）の週1回以上のスポーツ実施率は20.8%（7～19歳は29.6%）であり、平成27年度（成人は19.2%、7～19歳は31.5%）と比較して、成人は微増、7～19歳の若年層は微減となっている。
- 運動部活動・クラブがある特別支援学校は高等部でも約6割であり、また総合型地域スポーツクラブにおいて障害者の受入があるクラブが約4割にとどまるなど、障害のある人々のスポーツ実施環境は十分ではない。現在、各地域においてスポーツ、福祉、医療等の関係者間の連携を進めるとともに、特別支援学校等の身近な施設を地域の障害者スポーツの拠点とする取組等を実施してい

るが、さらに取組を加速させるべき状況にある。

- また、障害のある児童生徒は、特別支援学校に限らず小・中・高等学校にも在籍しているが、小・中・高等学校において、その後のスポーツ生活の土台となるべき体育の授業や関係行事等の一部・全部に参加できず、又は他の児童生徒と同様の指導を受けられなかったという経験をもつ障害児は少なくない。
- 障害のある人がスポーツを試しにやってみようとするときや、やり方や道具に工夫を加えた指導等を受けようとするときには、そのような工夫に知見を有する指導者や、スポーツ車いす等の個人用具を含めたスポーツ用具の準備・調整などが必要となるが、それらがそろっている環境が乏しいことが、スポーツ実施の障壁の一つとなっている状況もある。
- さらに、障害のある人がスポーツを「みる」機会についても、スポーツイベントにおいて座席指定ができないなど不利な環境に置かれる場合があるとされており、障害者の観戦のしやすさの向上を図る必要がある。

3 具体的対策と進め方（2019年度中を想定）

① 小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備

小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の改善に向け、個々の障害の状況に応じて工夫して指導を行うことが重要である。このため、保健体育科の教員養成課程を有する大学において障害者スポーツに係る指導者育成のカリキュラムの導入を推進するほか、学校の教師を対象とした障害者スポーツの指導に関するノウハウの共有の促進、障害児支援に携わるスタッフの障害者スポーツへの理解の促進や、外部指導者の活用について研究を進める。

併せて、新学習指導要領において、児童生徒が障害の有無等にかかわらず、運動の多様な楽しみ方を共有できるよう留意することが位置づけられていることを踏まえ、ユニバーサルスポーツ用具（個々の障害の状況等に応じて工夫したスポーツ指導を行う際に必要となる用具）の整備など学校において適切な環境整備が講じられるよう促していく。

② 障害のある人がスポーツを実施するための拠点の整備

特別支援学校における「障がい者スポーツ指導者」を活用した体育・運動部活動の充実や、特別支援学校を拠点とした障害者の地域スポーツクラブの設立などの支援を継続しつつ、学校施設利用が進まない場合の障壁を把握するとともに、学校開放時の施設上の留意点を示した学校施設整備指針の普及・啓発を図る。

また、学校外の施設を含め、障害者スポーツの拠点を整備する際には、スポー

ツ車いす、スポーツ義足等の用具は一般に高額であり、これらの用具を用いてスポーツを試しにやってみることすら容易でないことから、地域における用具の保有資源を有効活用しつつ、個人向けの用具の調整や使い方の指導が受けられることなど、障害のある人が自分に合ったスポーツ種目を見つけ、試すために必要な要素をそろえた（例えば、種目別の）「普及拠点」を設けていく。

③ スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上

スポーツイベントにおいて、障害者が観戦しやすい会場づくりや運営方法（チケット販売、駐車場確保、情報保証等を含む）について実態把握を進めるとともに、好事例を収集し、関係事業者に周知を図る。

このほか、障害のある人のスポーツを通じた日常的な健康増進を進めるため、福祉事業者との連携を進めることなどについて、引き続き、厚生労働省との連携を図っていく。

障害者活躍推進チームの設置について

平成31年1月21日
文部科学副大臣決定
平成31年2月22日一部改正

1. 趣旨

障害のある人が、その個性や持てる能力を我が国の未来を切り開くために十分に活かせるようにするため、障害者の雇用や学校教育、生涯学習、スポーツ、文化などの各分野における重点的に推進すべき六つの政策プラン(『文部科学省 障害者活躍推進プラン～障害のある人の力を生かして未来を切り開くために必要な6つの政策プラン～』)について、省横断的かつ総合的に推進するため、標記の推進チームを設置する。

2. 構成

総括リーダー	浮島文部科学副大臣
副総括リーダー	総合教育政策局長
チームリーダー	総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課長
メンバー	大臣官房 人事課長
	総合教育政策局 教育人材政策課長
	初等中等教育局 特別支援教育課長
	スポーツ庁 健康スポーツ課長
	文化庁 参事官(文化創造担当)

3. その他

構成員については、必要に応じて追加・変更することができる。

本チームの運営に関する事務は、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室で行う。

文部科学省 障害者活躍推進プラン

～障害のある人の力を生かして未来を切り開くために必要な6つの政策プラン～

1. 背景・経緯

- ◆ 障害者基本法の改正（H23）や障害者差別解消法の成立（H25）など、**障害の有無に関わらず、誰もが活躍できる「共生社会」の実現**に向けた取組の重要性
- ◆ 文部科学省においても、学校教育のみならず、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において障害者の社会における活躍に向けた取組を推進

文部科学省においても障害者雇用者数の不適切な計上が発覚。深い反省の上に**障害者雇用率の達成とより積極的な施策の推進が重要**

浮島文部科学副大臣のもとに、障害者の活躍推進の観点から「重点的に進める5つの政策プラン」として取り上げた各施策の担当課で構成する「**障害者活躍推進チーム**」（平成31年1月21日決定）を設置。

※平成31年2月22日に新たにプランを一つ追加し6つのプランとした

「**文部科学省 障害者活躍推進プラン**」を策定し、関係課が連携して実施することで、**障害のある人が、個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進**

2. 重点的に進める6つのプラン(及び担当課)

- ① **障害のある人とともに働く環境を創る**（～文部科学省における障害者雇用推進プラン～）
担当:大臣官房人事課
- ② **発達障害等のある子供達の学びを支える**（～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～）
担当:初等中等教育局特別支援教育課
- ③ **障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する**（～障害者の生涯学習推進プラン～）
担当:総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室
- ④ **障害のある人の文化芸術活動を支援する**（～障害者による文化芸術活動推進プラン～）
担当:文化庁参事官(文化創造担当)
- ⑤ **障害のある人のスポーツ活動を支援する**（～障害者のスポーツ活動推進プラン～）
担当:スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室
- ⑥ **障害のある人が教師等として活躍することを推進する**（～教育委員会における障害者雇用推進プラン～）
担当:総合教育政策局教育人材政策課

※プラン名称は仮称であり、公表に当たり変更する可能性があります。

3. 今後のスケジュール

- 月1～2回程度会議を開催。必要に応じて外部有識者等からヒアリングを実施。
- 各プランはそれぞれとりまとめ次第順次公表。本年4月頃をメドに6つのプランすべてを公表予定。